

那賀町木沢物産センター施設

指定管理者募集要項



那賀町役場木沢支所

那賀町木沢物産センター施設指定管理者募集要項

1.指定管理者の募集について

令和9年度より那賀町木沢物産センター施設について、適正な管理運営や効率化を図るため指定管理者を募集します。

2.施設の概要

(1) 施設の設置目的

本施設は、地域の生活拠点として住民サービスに資することを設置理念とし、地域住民が安心して暮らせることを目的とする。

(2) 施設の名称及び所在地

名称 那賀町木沢物産センター施設

所在地 那賀郡那賀町木頭字広瀬5番地3

(3) 施設の内容

施設規模 鉄骨造平屋建て

敷地面積 942.691 m²、うち建物面積 265.92 m²

棟数 1棟

3.業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとします。

- ① 施設及び外構設備棟の維持管理に関すること
- ② 店舗の経営、物産等の販売業務に関すること
- ③ 施設の利用に関すること
- ④ 利用者の安全確保に関すること
- ⑤ 個人情報の保護に関すること
- ⑥ 事業報告書に関すること
- ⑦ その他維持管理に関すること

4.指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

※指定期間は、12月定例会議での議決後、正式な期間となります。

※ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて、管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5.指定管理者が行う管理の基準（管理条件）

①利用時間及び開所日について

那賀町木沢物産センター施設条例及び規則の規定に従うこと。ただし、事業計画書において利用期間及び利用時間の変更を提案し、承認されれば変更することができるものとします。

②関係法令の遵守について

管理運営に当たっては次の各号に掲げる法令等を遵守してください。

- ・ 地方自治法
- ・ 那賀町公の施設における指定管理者の手續等に関する条例及び同施行規則
- ・ 那賀町木沢物産センター施設条例及び同管理規則
- ・ 個人情報保護条例及び同施行規則
- ・ その他関係法令

③施設の貸借等について

- ・ 町施設（土地・建物）については、使用貸借（無償）とします。

④費用負担について

- ・ 町が負担する費用

大規模な施設の補修及び改修に要する費用（天災や老朽化等、指定管理者及び施設利用者の責めに負わない修繕の経費は、那賀町が負担するものとします。ただし、修繕額が1件につき200千円に満たない場合は、指定管理者において修繕を行うものとします。）

その他、協定書等で定める費用

- ・ 受託管理者が負担する費用

小規模な維持修繕に要する費用

管理運営に要するすべての費用（給与、燃料費、臨時雇用賃金、消耗品、清掃費、宣伝広告料等）

⑤指定管理料等について

- ・ 木沢物産センターの管理に要する経費として、指定管理料を支払うことができます。指定期間中、指定管理料の金額は、2,500千円（消費税を含む）を上限とし年度ごとに、前年度の実績等、運営状況を参考に、那賀町と指定管理者が協議の上定めるものとします。指定管理料の支払いは、毎年度2回の分割払いとし、支払日等は、那賀町と指定管理者が協議の上、定めるものとします。

⑥事業報告書について

指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければなりません。

- ・ 管理業務の実施及び利用の状況
- ・ 管理に係る経費の収支状況
- ・ その他管理の実態を把握するために必要なものとして町長が定める事項

⑦指定管理業務の再委託及び譲渡等の禁止について

指定管理者は、第三者に当業務を再委託し、又は請け負わせてはなりません。また、この契約による権利義務を第三者に譲渡してはなりません。

⑧個人情報の取扱いについて

指定管理者が指定管理業務を行うに当たって知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏えい滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じるように努めてください。

⑨損害賠償責任について

指定管理者は、故意又は過失により施設又は設備を損傷または滅失したときは、生じた損害を町に賠償しなければなりません。ただし、町長が特段の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができるものとします。

6.応募資格

(1) 応募資格について

- ①法令等を遵守し、かつ施設の安全管理をすることができる法人、その他の団体。(個人での応募はできません。)
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づく更正又は再生手続をしていない者であること。
- ④那賀町が行う公共工事等の請負、物品の購入もしくは製造の請負等の入札において、指名保留又は指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤那賀町税、各種使用料等の支払いについて、滞納がないこと。
- ⑥暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成13年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- ⑦地元住民の雇用創出に努めること。

7.申請の手続について

(1) 募集要項

指定申請書などの必要な書類は那賀町役場木沢支所までお問い合わせください。

また指定申請書等は、那賀町ホームページからでもダウンロードできます。

(2) 申請場所

那賀町木頭字前田 43-1 那賀町役場木沢支所

(3) 申請方法

持参又は郵送(令和8年10月19日午後5時必着)により申請してください。

(4) 申請書類

- ①指定申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第2号)
- ③収支計画書(様式第3号)
- ④指定の申請を行う団体の定款、寄付行為、規約その他これに類する書類
- ⑤法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、法人以外の団体にあつては、会則等
- ⑥団体の経営状況を説明する書類(前事業年度の貸借対照表及び損益計算書、法人以外の団体にあつては収支計算書等)
- ⑦その他町長が必要と認める書類

(5) 留意事項

- ①申請書は、1団体につき1件までとします。
- ②提出された書類に虚偽の記載があったとき、又は提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とします。
- ③申請に当たって必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。
- ④指定管理者の指定について、12月定例会議で議決が得られなかった場合においても、応募者が準備のため支出した費用については補償しません。

8.指定管理者の決定について

指定管理者の選定については、以下の基準に基づいて審査を行います。選定委員会で指定管理候補者を選定した後、議会の議決を経て指定管理者を決定します。

(1) 選定基準

- ①利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ②公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③公の施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており又は確保できる見込みがあること。
- ⑤その他町長等が別に定める事項

前項（5）の申請書類には、希望指定管理料を含めたものを提出していただきますが、その際の希望指定管理料の額は、指定管理者委員会での審査の際の重要な採点ポイントとなります。（希望指定管理料が少ないほど採点ポイントが高くなります。）

(2) 那賀町指定管理者審査委員会（審査委員会）

指定管理者の選定方法は審査委員会において行います。

(3) 選定方法及び結果通知

指定管理者の選定方法は下記の要領で行います。

・一次審査（10月下旬予定）

提出された書類を那賀町役場木沢支所で確認。

・二次審査（10月下旬予定）

提出された書類を基に、審査委員会において評価

・面接審査（10月下旬予定）

審査委員会による面接審査を経て12月定例会議に提案する指定管理者の候補者を決定します。（結果は後日通知）

・指定管理者の決定、通知及び公表

指定管理者は、12月定例会議での議決を得て最終決定となります。最終結果は、議決後、通知します。

9.協定に関する事項について

町と指定管理者は、那賀町木沢物産センター施設の管理に関する協定書を締結するものとします。

10.問い合わせについて

〒771-6192 那賀町木頭字前田4 3番地1

那賀町役場木沢支所

電話 0884-65-2111

FAX 0884-65-2114

Eメール kisawa@naka.i-tokushima.jp

